

## 朝霞市規則第 1 号

朝霞市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する規則の一部を改正する規則

朝霞市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する規則（令和 4 年朝霞市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び」の次に「特定乳児等通園支援事業者並びに」を加える。

第 1 条中「特定地域型保育事業者及び」の次に「特定乳児等通園支援事業者並びに」を加える。

第 5 条第 1 項中「第 4 7 条第 1 項」を「法第 4 7 条第 1 項」に改める。

第 1 3 条を第 1 8 条とする。

第 1 2 条中「様式第 1 8 号」を「様式第 2 8 号」に改め、同条を第 1 7 条とする。

第 1 1 条中「様式第 1 7 号」を「様式第 2 7 号」に改め、同条を第 1 6 条とする。

第 1 0 条中「様式第 1 6 号」を「様式第 2 6 号」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 9 条第 1 項中「様式第 1 3 号」を「様式第 2 3 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 1 4 号」を「様式第 2 4 号」に、「様式第 1 5 号」を「様式第 2 5 号」に改め、同条を第 1 4 条とする。

第 8 条第 1 項中「様式第 1 1 号」を「様式第 2 1 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 1 2 号」を「様式第 2 2 号」に改め、同条を第 1 3 条とし、第 7 条の次に次の 5 条を加える。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の申請等）

第 8 条 法第 5 4 条の 2 第 2 項の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第 1 1 号）により行うものとする。

2 市長は、法第 5 4 条の 2 第 2 項の確認を行ったときは特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第 1 2 号）により、当該確認の申請を却下したときは特定乳児等通園支援事業者確認却下通知書（様式第 1 3 号）により、前項の申請を行った者に通知する。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の変更の申請等）

第 9 条 法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 4 条の規定による申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第 1 4 号）により行うものとする。

2 市長は、法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 4 条の変更を行ったとき

は特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書（様式第15号）により、当該変更の申請を却下したときは特定乳児等通園支援事業者確認変更却下通知書（様式第16号）により、前項の申請を行った者に通知する。

（特定乳児等通園支援事業者の変更の届出等）

第10条 法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第17号）により行うものとする。

2 法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第18号）により行うものとする。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の辞退の届出）

第11条 法第54条の3において準用する法第48条の規定により確認を辞退するときは、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第19号）を市長に提出するものとする。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の取消し等）

第12条 法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により確認を取り消し、又は効力を停止するときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消（停止）通知書（様式第20号）により通知する。

様式第18号中「第12条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を様式第28号とする。

様式第17号中「第11条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を様式第27号とする。

様式第16号中「第10条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第26号とする。

様式第15号中「第9条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第25号とする。

様式第14号中「第9条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第24号とする。

様式第13号中「第9条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第12号中「第8条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第11号中「第8条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第10号の次に次の10様式を加える。

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名

子ども・子育て支援法第 5 4 条の 2 第 2 項の規定により、特定乳児等通園支援事業者の確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

記

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・事業者の代表者	フリガナ	職名	
	氏名	生年月日	年 月 日
事業の開始予定年 月 日	年 月 日		

様

朝霞市長



特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認について、子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定により下記のとおり確認したので通知します。

記

施設又は事業所	名称				
	所在地				
実施方法等	区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業			
	利用定員 (人)	0歳児	1歳児	2歳児	合計

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

朝霞市長



特定乳児等通園支援事業者確認却下通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認について、下記のとおり却下したので通知します。

記

施設又は 事業所	名称	
	所在地	
	区分	
却下した理由		

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 1 4 号 (第 9 条関係)

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書 (利用定員の増加)

年 月 日

朝霞市長 宛

所在地 \_\_\_\_\_  
申請者 氏名 (又は名称) \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第 5 4 条の 2 第 1 項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話:
	メー ル:

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員 (人)				変更後 (増加) の利用定員 (人)			
0 歳	1 歳	2 歳	合計	0 歳	1 歳	2 歳	合計
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

別紙「添付書類一覧 (変更)」のとおり

様

朝霞市長



## 特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認について、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第44条の規定により、下記のとおり確認の変更をしたので通知します。

## 記

施設又は 事業所	名所				
	所在地				
	区分				
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計	
	人	人	人	人	
確認変更適用年月日	年 月 日				

## 教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

朝霞市長



特定乳児等通園支援事業者確認変更却下通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認の変更について、下記のとおり却下したので通知します。

記

施設又は 事業所	名称	
	所在地	
	区分	
却下した理由		

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 17 号（第 10 条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）

年 月 日

朝霞市長 宛

所在地 \_\_\_\_\_  
 届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 47 条の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メール：

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称及び主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為、登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程

	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

### 3. 変更内容

変更内容	
変更年月 日	年            月            日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理 由	

### 4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様式第18号（第10条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）

年 月 日

朝霞市長 宛

所在地 \_\_\_\_\_  
 届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メー ル：

2. 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置							
利用定員を減少しようとする年月日							
利用定員を減少しようとする理由							

3. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様式第 19 号（第 11 条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

朝霞市長 宛

届出者 氏名（又は名称） 所在地 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 48 条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話： _____ メール： _____
廃止又は休止及び廃止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
確認を辞退する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合）財産処分	

様

朝霞市長



## 特定乳児等通園支援事業者確認取消（停止）通知書

年 月 日付け 第 号で確認した特定乳児等通園支援事業者について、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により、下記のとおり確認の取消し（停止）をしたので通知します。

## 記

施設又は 事業所	名称	
	所在地	
	区分	
取消し（停止）年月日		
停止期間		年 月 日から 年 月 日まで
停止の内容		
取消し（停止）の理由		

## 教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### (準備行為)

2 市長は、この規則の施行の日前においても、この規則の施行に必要な準備行為をすることができる。

### (経過措置)

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。